

## 「十勝・アドベンチャーtravel推進事業」委託業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 委託する業務名

「十勝・アドベンチャーtravel推進事業」委託業務

### 2 委託業務の目的

北海道は「美しく雄大な自然」「豊かな食」、アイヌ文化や世界遺産といった「北海道独自の文化」、サイクリングやカヌー、スキーといった「多様なアクティビティ」を楽しむ環境が整うアドベンチャーtravel（以下AT）の適地と言え、観光消費額単価の向上を目的とする道の施策の一つとして位置づけられている。

本事業では令和5年9月に北海道で開催されるアドベンチャーtravelワールドサミット2023（以下ATWS2023）の開催を好機と捉え、十勝の特色あるATを推進し、関係・交流人口の拡大と地域の持続可能な発展に資することを目的とする。

### 3 委託業務の内容

#### （1）FAMトリップの実施

日本有数の農業地帯である十勝の産業特性を活かし、世界のアドベンチャーtravelerに選ばれるストーリー性を持ったコンテンツの発掘、磨き上げを地元観光関係者と協力して行い、その優位性を検証するため3泊4日程度のFAMトリップを実施する。

#### 【内容】

##### ア FAMトリップの行程の提案

- （ア）行程の検討、決定にあたっては振興局及びその他の関係者を含めて対面の会議だけではなく Web 会議等も活用し密に協議する体制を有していること。
- （イ）十勝の特色あるATコンテンツ及びコンテンツ化の可能性のある場所を組み入れること。特に十勝の強みである一次産業に関係したものを1つ以上取り入れること。
- （ウ）使用するコンテンツは主に十勝の事業者が提供するものとし、当該事業者と事前に円滑なコミュニケーションをとり、その知見を活かしてコンテンツの磨き上げに貢献できること。
- （エ）行程中、ワークショップを開催すること。地元観光関係者に対し、今後のATコンテンツの商品化に向けたノウハウを伝えることを主眼に、単なる講義形式ではなく双方向のコミュニケーションが行われるよう工夫すること。

##### イ 優位性検討のためのFAMトリップの実施

- （ア）3泊4日程度のFAMトリップを実施  
実施回数：1回
- （イ）招聘する参加者は他地域でのATを企画や添乗した経験を有し、十勝のAT推進のため提言をすることができる者。  
招聘人数：2名以上
- （ウ）ワークショップの参集範囲は十勝管内に拠点を置く観光コンテンツ提供事業者、観光関係団体と

する。

(2) 業務報告書及び今後のA T推進に向けた提案書の作成

ア 業務報告書の作成

本事業において実施した事項について写真等も交え作成すること。  
報告書は紙媒体(A4版)2部及び電子データ1部を提出すること。

イ 今後のA T推進に向けた提案書の作成

本事業で体験したコンテンツの優位性と課題を分析するとともにワークショップの内容も踏まえ、招聘した参加者から十勝の特色あるA T推進に向けた提言、受託事業者の持つA T実施のためのノウハウを勘案し、他地域の事例も用いるなどしながら、次年度以降、十勝の特色あるA T推進のため地元観光関係者等の取組の指針となるものとする。なお、将来的な十勝におけるA Tツアー行程の提案を1つ以上含めること。

提案書は紙媒体(A4版)2部及び電子データ1部を提出すること。

(3) 本委託業務全体の留意事項について

本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

4 委託契約期間

契約の日から令和6年(2024年)3月8日(金)まで

5 予算上限額

1,700千円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、打合せを一定程度行うこととし、委託料の中に当該打ち合わせに必要な経費を計上すること。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウ及び人脈を有しているか。(10点)
- イ A Tの企画、催行実績を有しているか。(10点)
- ウ 業務の企画・実施にあたり、必要な業務処理体制を構築しているか。(10点)

(2) 企画提案内容

ア FAMトリップの実施

- (ア) FAMトリップの実施内容や目的、テーマ設定は明確で事業目的に適うものか。(20点)
- (イ) 招聘する参加者の経歴は事業目的に合致しているか。(10点)
- (ウ) 地元観光関係事業者が提供するコンテンツが1つ以上盛り込まれているか。(10点)
- (エ) 行程中ワークショップは設けられているか。開催内容は目的に適うものか。(10点)

イ 業務報告書及び提案書の作成

- (ア) 業務報告書の作成について、適切な取りまとめ方が示されているか。(10点)
- (イ) 提案書の作成について、適切な取りまとめ方が示されているか。(10点)

7 企画提案者の参加資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ケ 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。
  - コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び関係資料を提出すること。

- (1) 提出書類：参加表明書（別添様式による）、関係資料  
なお関係資料には以下のものを添付することとする。
  - (ア) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（直近3ヶ月以内）
  - (イ) 納税証明書（消費税・地方消費税及び道税の滞納の有無が分かるもの）（直近3ヶ月以内）  
※「税務署納税証明書様式その3の3」及び「道税事務所納税証明書資格審査請求」を添付すること。
  - (ウ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面の写し（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書）
    - a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出  
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
    - b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出  
（納入通知書、資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書、適用通知書など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
    - c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出（保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書（控）など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ）
  - (エ) コンソーシアムにあっては、上記で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し
  - (オ) 法務局等に登記申請中の企業にあっては、登記申請の写し
  - (カ) 誓約書（別添の様式による）
  - (キ) 事業者の事業概要がわかる資料（会社概要パンフレット等）

- (2) 提出部数：参加表明書、関係資料とも1部
- (3) 提出期限：令和5年(2023年)5月8日(月)午後5時(必着)
- (4) 提出場所：12の(5)のとおり
- (5) 提出方法：持参または郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による。  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書(A4サイズの別添様式による)
- (2) 提出部数 8部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 令和5年(2023年)5月23日(火)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 12の(5)のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による。  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

## 10 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。  
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (3) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

## 11 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正  
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約手続  
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。  
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い  
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。  
なお、本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、全て北海道十勝総合振興局に帰属するものとする。

## 12 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 契約書  
別途作成する。
- (3) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる可能性がある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本委託業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当：水嶋、武田)

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電 話：0155-27-8538

F A X：0155-25-7756